
MODACA POINT利用規約

第1条（本規約の目的）

MODACA POINT利用規約（以下、「本規約」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下、「当社」といいます。）が茂田石油株式会社（以下、「茂田石油」といいます。）と提携して発行する「MODACA」（以下、総称して「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下、「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下、「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

1. 本ポイントサービスは、会員の本カードによるカードショッピングの利用代金（以下、「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社がMODACA POINT（以下、「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
2. 会員の本カード利用によるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けることはできません。
3. 会員が本ポイントサービス以外に当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けている場合であっても、当該サービス間のポイント付替・合算などはできません。

第3条（本ポイントの付与・換算）

1. 当社は毎月の当社所定日に締め切られた新規のカード利用代金合計に応じて、100円（ただし、100円未満は切り捨てとします。）につき1ポイントを会員に付与するものとします。
2. 前項の換算・付与には茂田石油サービスステーションでのハイオク・レギュラー・軽油・灯油のカード利用代金及びE d y、n a n a c o等の電子マネーの各チャージ利用代金、カードショッピングの手数料、カードキャッシングの融資金及び利息、カード年会費、会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金、その他当社所定のカードショッピング利用代金及び手数料は含まないものとします。
3. 本ポイント換算・付与の対象となるカードショッピング利用代金に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算又は加算されます。
4. 本ポイントにかかる付与ポイント数及び累計された有効ポイント数並びに有効期間等は、当社が会員に対して連絡するご利用代金明細書又は当社がインターネット上で提供するJACCS INTERCOM CLUBの「ご利用代金明細照会」により通知するものとします。

第4条（本ポイントの有効期間）

1. 本ポイントの有効期間は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して24ヶ月後の末日とします。
2. 第1項に定める有効期間を経過した本ポイントは、会員に通知することなく順次失効するものとします。

第5条（還元）

本ポイントの引き換えは、当月の当社所定の日において、本ポイント数が2,000ポイント以上の会員に対し、2,000ポイント単位で取り纏めたるうえで、「モダデポ」に自動引き換えすることにより還元を実施します。なお、この場合のポイント充当は、ポイント有効期間の満了日が近いものから順次差し引くことにより行うものとします。

第6条（還元の条件）

前条の還元は次の条件を満たした場合に行われるものとします。

- (1) 有効期間内の累計ポイントが引き換え必要ポイント以上であること。

(2) 当社が還元を行う時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。

第7条 (デポジットの有効期間)

ご利用代金明細等またはハガキに表示し、通知いたします。有効期間は3ヶ月です。

第8条 (デポジットの利用について)

モダデポは、「モダデポ」有効期間内に茂田石油各店舗にて利用したカード利用代金から当社が「モダデポ」金額分を差し引きして請求することをもって利用されたものとみなします。なお、対象となるご利用店名・表記については予告なしに追加、または変更することができるものとします。

第9条 (公租公課)

本ポイントサービスにより引き換えを受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第10条 (権利の喪失およびサービス停止等)

1. 会員が本カードの会員資格を喪失した場合、理由の如何を問わず既に付与されている本ポイントはすべて自動的に失効するものとし、本規約における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。
2. 会員が次の各号に該当した場合、当社は会員に何らの通知なくして本ポイントサービスの権利を停止及び失効させることができるものとします。

(1) ジャックスカード会員規約、「MODACA」特約または本規約に違反し、または違反するおそれいがある場合。

(2) 違法行為または不正行為を行った場合。

(3) 支払債務を延滞した場合。

(4) その他当社が相当と判断した場合。

第11条 (権利の譲渡)

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第12条 (本ポイントサービスに関する疑義等)

本ポイントの有効性、換算・付与、引換条件、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は当社において決定し会員はその決定に従うものとします。

第13条 (本ポイントサービスの変更・中止・終了等)

1. 当社は、やむをえない理由を除いて、相当の告知期間を設けて、本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとします。
2. 前項により会員に生じた損害については、茂田石油及び当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条 (準拠法)

本ポイントサービスの内容は日本国の法令等が適用されるものとします。